

職員の処分について

標記の件につきまして、令和7年2月25日付で以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

処分の内容

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 被処分者 | 人間ドック・健診センター職員 |
| (2) 処分理由 | 地方公務員法第29条第1項第3号 |
| (3) 処分内容 | 戒告 |
| (4) 非違行為の概要 | 令和6年4月25日に発生した交通死亡事故による。 |
| (5) 関連措置 | 管理監督責任として、看護部長を「厳重注意」とした。 |

問い合わせ先

中東遠総合医療センター

管理課 職員係

電話 0537-21-5555 (代表)